

## 基幹統計調査の承認の状況

(平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日分)

平成 28 年 8 月 25 日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済センサス - 活動調査	総務大臣 経済産業大臣	平成28年熊本地震による災害の影響で、平成28年7月までに調査を実施することが困難となった熊本県内の市町村について、調査期間を平成28年10月までに変更	H28.7.25

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。